

## 家庭系プラスチックのリサイクルに関する 公募型サウンディング市場調査実施要領

### 1 趣 旨

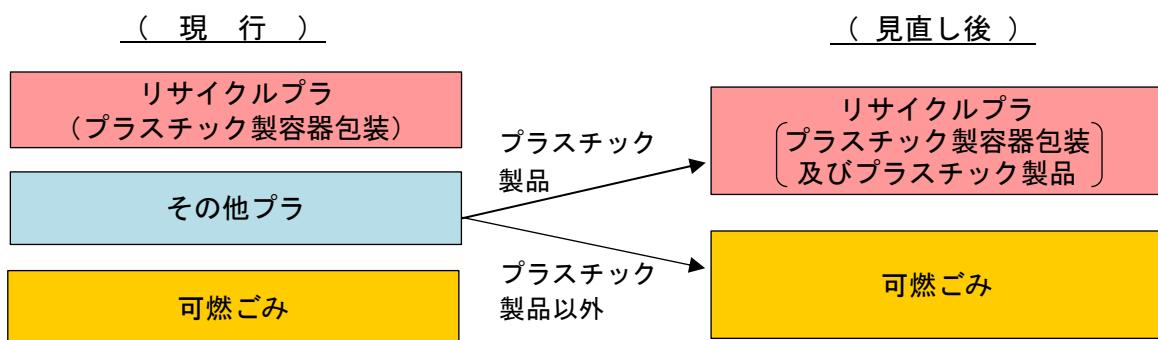
- (1) 脱炭素社会の実現を趣旨とした「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(以下「プラスチック資源循環法」という。)が令和4年4月に施行され、これにより市町村は、これまでのプラスチック製容器包装に加え、歯ブラシやものさしなどのプラスチック製品についても、再商品化に必要な措置を講じることとされました。
- (2) 本市では、現在、家庭から排出されるプラスチック製容器包装については、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づき、「リサイクルプラ」として分別収集し、中間処理業者へ委託して選別・圧縮を行った後、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会へ委託して再商品化(以下「容リ協ルート」という。)を行っています。一方、プラスチック製品については、「その他プラ」として分別収集し、焼却処理を行っています。
- (3) こうした中、プラスチック資源循環法の趣旨を踏まえ、令和11年度を目指し、「その他プラ」の区分のうち、プラスチック製品は「リサイクルプラ」の区分に統合して再商品化を行い、それ以外のものは「可燃ごみ」の区分に統合して焼却する方向で分別区分の見直しを検討しています。また、見直し後の再商品化手法については、現行の容リ協ルートに加え、プラスチック資源循環法に基づき主務大臣から認定を受けた再商品化計画により再商品化を行う手法(以下「認定ルート」という。)の活用も検討しています。
- (4) 本調査は、この検討に当たり、民間事業者の皆様から個別に御提案や御意見を伺うことで、再商品化手法や事業スケジュール等の詳細設計を行うために実施するものです。

### 2 調査に当たっての前提

次の事項を前提とした上で、本調査を行うこととします。

#### (1) 家庭ごみの分別区分の見直し

令和11年度を目指し、下図のとおり、「その他プラ」の区分のうち、プラスチック製品は「リサイクルプラ」の区分に統合して再商品化を行い、それ以外のものは「可燃ごみ」の区分に統合して焼却する方向で分別区分を見直します。



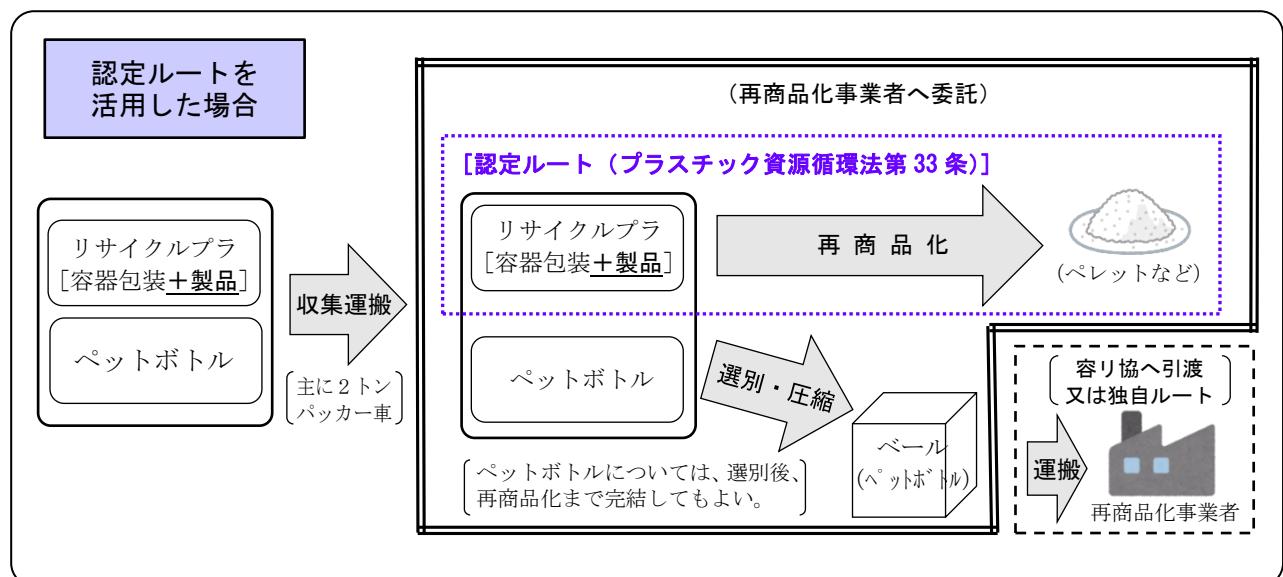
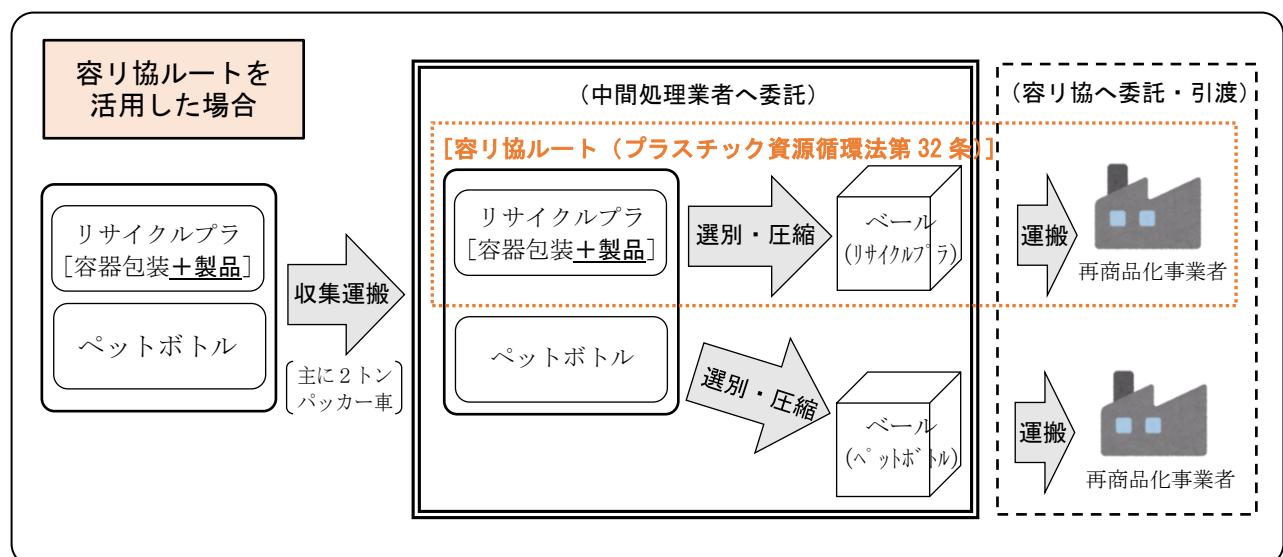
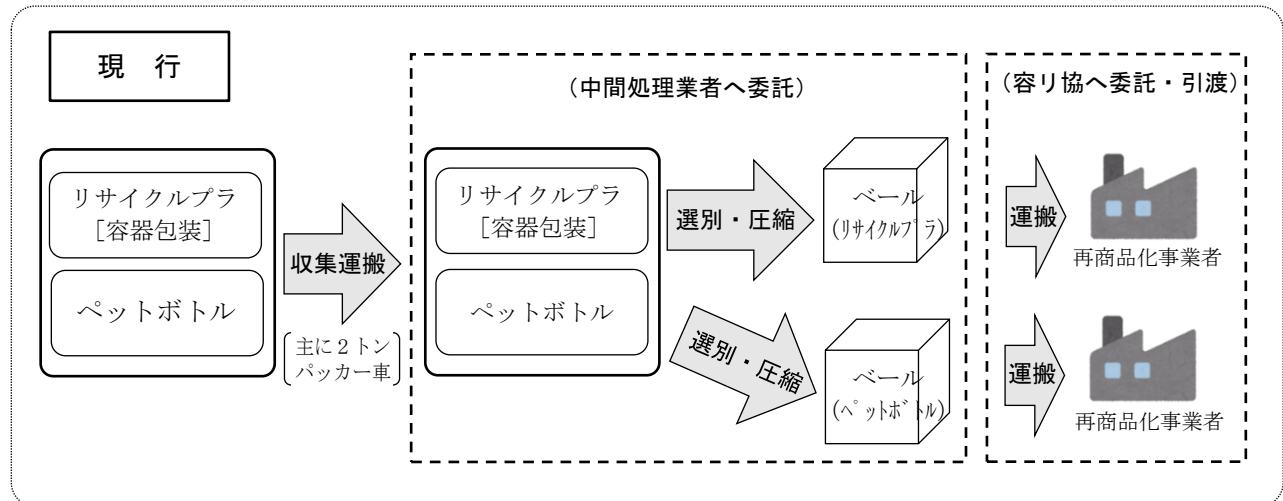
#### (2) 収集運搬及び中間処理等の体制

現状、「リサイクルプラ」は「ペットボトル」と同日に同一の2トンパッカー車(一部地域のみ軽ダンプ車)で収集しており、これらを混載して委託事業者の処理施設へ直接搬入し、中間処理を行っています。なお、市民が処理施設に直接搬入することは認めていません。

上記(1)の分別区分の見直し後においても、同様の収集体制を継続することとし、委託事業者において「リサイクルプラ」と「ペットボトル」を選別した上で、それぞれを中間処理又は再商品化する必要があります。(次項イメージ図を参照)

[イメージ図（収集運搬及び中間処理等の体制）]

(※ 委託を検討している範囲・・・)



### (3) 「リサイクルプラ」等の排出量

令和6年度における「リサイクルプラ」等の年間当たりの排出量は、次表のとおりです。

[年間当たり排出量（令和6年度）]

(単位：トン)

区分	リサイクルプラ	プラスチック製品 (推計)	ペットボトル	合計
中区	1,800	200	300	2,300
東区	1,300	100	200	1,600
南区	1,800	200	300	2,300
西区	2,500	250	400	3,150
安佐南区	3,300	350	600	4,250
安佐北区	2,100	200	350	2,650
安芸区	1,100	100	200	1,400
佐伯区	1,900	200	350	2,450
計	15,800	1,600	2,700	20,100

### 3 調査対象者

対象者は次に掲げる要件を全て満たす事業者とします。

- (1) 家庭から分別収集されたプラスチック製容器包装及びプラスチック製品について、容リ協ルート又は認定ルート（これらの併用も可）を活用した再商品化事業を実施若しくは計画している法人や法人のグループであること。ただし、次のいずれかに該当するものは除きます。
  - ア 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当する者
  - イ 広島市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団の関係者又は暴力団の関係者と密接な関係を有する者
  - ウ 会社更生法及び民事再生法に基づく更生・再生手続き中の者
  - エ 国税（法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む）をいう。）及び地方税を滞納している者
  - オ 政治活動又は宗教活動を主たる目的としている者
- (2) 次に示すそれぞれの場合における要件を満たすこと。なお、容リ協ルートと認定ルートを併用する場合、次の要件の両方を満たすこと。
  - ア 容リ協ルートを活用する場合、過去5年以内に地方公共団体から委託を受けて、家庭から排出されるプラスチック製容器包装又はプラスチック製品の選別・圧縮の中間処理を行った実績があること。
  - イ 認定ルートを活用する場合、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の「令和7年度プラスチック製容器包装及び分別収集物再生処理事業者」にプラスチック製品を含む施設区分で登録されている（又は令和8年度に登録予定）こと。

#### 4 調査項目

前記2の前提を踏まえ、次の項目について御提案ください。

- (1) 中間処理又は再商品化が可能なプラスチックの量（本市の全排出量のうち、一部の受入れが可能な場合はその量）
- (2) 受入開始可能時期
- (3) 受入場所
- (4) 新たに施設を建設する場合に必要な敷地面積等
- (5) 中間処理又は再商品化の方法・工程（エネルギー回収を除く。）
- (6) 受入可能なプラスチックの基準
- (7) 受入条件（搬入方法や荷姿、搬入条件等）
- (8) 中間処理又は再商品化に要する費用（1トン当たり税抜き金額）及び積算の考え方（本市の全排出量又はその一部のいずれの場合も対応可能であれば、それぞれの場合の費用及び積算の考え方）
- (9) ペットボトルの処理方法等
- (10) 受入れに当たり新設若しくは増設又は修繕が必要となる施設（設備）及びその費用
- (11) 施設（設備）が故障した場合の受入対応等
- (12) 再商品化事業全体における温室効果ガス排出量の低減に向けた取組及びその効果
- (13) その他（本事業の趣旨を考慮した提案内容等）

#### 5 スケジュール

日 時	内 容
令和8年 1月 5日（月）	実施要領の公表
令和8年 1月 16日（金）	質問書の提出期限
令和8年 1月 21日（水）	質問への回答の公表
令和8年 1月 21日（水）～27日（火）	参加申込書兼誓約書及び提案書の提出期間
令和8年 2月 2日（月）まで	個別対話の日時及び場所の連絡
令和8年 2月 5日（木）～10日（火）	個別対話の実施
令和8年 3月	実施結果概要の公表

#### 6 調査の流れ

##### (1) 質問の受付・回答

###### ア 質問書類

様式1「質問書」又は任意の様式

###### イ 提出期間

令和8年1月5日（月）から令和8年1月16日（金）まで

###### ウ 提出方法

「8 問合せ先」へ電子メールで提出してください。

###### エ 回答

回答は、令和8年1月21日（水）に本市ホームページにて公表します。なお、本要領に関係のない事項への質問には回答しません。

## (2) 調査への参加申込

ア 申込書類

参加申込書兼誓約書（様式2）

イ 申込期間

令和8年1月21日（水）から令和8年1月27日（火）まで

ウ 申込方法

「8 問合せ先」へ電子メールで提出してください。

## (3) 提案書の提出方法

ア 提出書類

様式3「提案書」又は任意の様式、必要に応じて添付書類

イ 提出期間

令和8年1月21日（水）から令和8年1月27日（火）まで

ウ 提出方法

「8 問合せ先」へ電子メールで提出してください。

## (4) 個別対話の日時等の連絡

令和8年2月2日（月）までに、参加申し込みいただいた法人等の御担当者様に連絡し、個別対話の日時や場所を調整します。

## (5) 個別対話の実施

ア 実施期間

令和8年2月5日（木）から令和8年2月10日（火）午前10時～午後5時（土日を除く。）

イ 所要時間及び場所

1時間程度 広島市役所本庁舎

ウ その他

- ・ 当日は事前に提出を受けた提案書に基づき、事業者から当該内容に対する考え方等を御説明いただき、その後、双方で意見交換を行う流れを想定しています。
- ・ 個別対話の参加者は、1法人（又は1法人グループ）につき3名以内としてください。
- ・ 必要に応じて所定様式以外の資料に基づく説明も可能です。当日、事前に提出いただいた提案書以外の資料を持参される場合は、10部持参してください。
- ・ 当日は本市職員（環境局環境政策課及び業務第一課）が出席する予定です。
- ・ オンラインでの個別対話も可能です。なお、オンラインでの個別対話において、提案書以外の資料を使用する場合は、個別対話実施日の2日前までに電子メールなどで御提出ください。

## (6) 調査結果の公表等

ア 令和8年3月に広島市ホームページにおいて、調査結果の概要の公表を予定しています。

参加事業者の提案及びノウハウを保護するため、参加事業者の名称やノウハウ等に関係する内容の意見は公表しませんが、ノウハウ等に関係しない一般的な内容であると本市が判断した主な意見や参加事業者の業種名等については、匿名化した上で公表する場合があります。

イ 提出書類の著作権は参加事業者に帰属します。ただし、本市が必要と認める場合は、本市は概要書類の全部又は一部を無償で使用・公表できるものとします。なお、「広島市情報公開条例」に基づく公文書開示請求があった場合は、提案者に事前連絡の上、条例に定めるところにより、開示する場合があります。

## 7 留意事項

### (1) 本調査への参加及び調査内容の取扱い

ア 今後、事業者公募等を行うこととなった場合、本調査への参加実績が評価の優位性を持つものではなく、また、本調査に参加していくなくても事業者公募等に参加することができます。

イ 本市及び参加事業者とともに、本調査での提案内容（個別対話時の発言内容を含む。）は、その時点での想定によるものとし、御提案いただいた事業の実施等について、何ら約束するものではありません。

ウ 事業を実施する場合、改めて事業者公募等を行います。本調査の参加事業者による事業実施を約束するものではありません。

### (2) 参加に要する費用

本調査の参加に要する費用は参加者の負担とします。

### (3) 追加調査等への協力依頼

必要に応じて追加調査等を行う場合がありますので、可能な限り御協力をお願いします。

## 8 問合せ先

広島市環境局環境政策課環境政策係 吉田、野上

住 所：〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

T E L : 082-504-2505

F A X : 082-504-2229

E メール : ka-seisaku@city.hiroshima.lg.jp